

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL.052(953)5901

名古屋市食品国民健康保険組合
名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
愛旅連ビル 4 階 TEL.052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

食品衛生責任者 eラーニングでの講習会について

名古屋市では、公益社団法人名古屋市食品衛生協会に委託して、食品衛生責任者講習会を開催しています。現在、食品衛生責任者講習会は受講機会を確保するため、講習会場に集まる

「集合型」に加え、パソコン等でインターネット上の動画を視聴する「eラーニング」の2つの方法で受講することができま

す。eラーニングによる養成講習会は、令和4年3月から、実務講習会は、令和3年11月からそれぞれ開始し、

多数の方に受講いただいております。今後受講される際も「集合型」・「eラーニング」のどちらかを選択できますのでご自身にあった受講方法を選択して下さい。

なお、(公社)名古屋市食品衛生協会(本部)の食品衛生指導員の方は、指導員講習を受講するため、実務講習会を受講する必要はありません。

(名古屋市民健康所 食品衛生課)

名古屋の食育の「わ」を広げる活動に

取り組んでみませんか？

本市では、令和3年度から令和7年度を計画期間とした「名古屋市第4次食育推進計画」を策定し、「健全な食生活を再発見！」をコンセプトに、様々な事業を推進しています。健康増進課では、SNSを活用した普及啓発や、ベジチエック®を利用したより実践につながるやすい効果的な食育指導、食環境づくりの優れた取り組みの普及などに取り組んでいます。

その中でも、食環境づくりの優れた取り組みの普及については、「無理なく自然と食育を実践できる取り組み」を募集するコンテンツを今年度初めて開催し、表彰を行いました。詳細につきましては、食育ウェブサイトに「なごや食育ひろば」の「食育コンテスト」のページよりご覧いただけますので、ぜひご覧ください。来年度以降も、団体・

企業・大学等が実施する優れた取り組みを募集し、普及を推進していきたいと考えておりますので、ご参加いただけますと幸いです。

また、食育に取り組む多様な関係者との連携を推進する、「なごや食育応援隊」や「食育推進協力店」の登録も行ってあります。どちらも随時募集していますので、興味がありましたら、同ウェブサイト内「食育の「わ」」のページから

ご覧ください。また、応援隊の活動や食育推進協力店の紹介についても紹介しておりますので、ぜひ一読ください。

(名古屋市民健康福祉局 健康増進課)



食育ウェブサイト
「なごや食育ひろば」



eラーニングとは？



受講方法	受講者は、通知された受講期間の間に、PCやスマートフォンでインターネットに接続し、動画を視聴(養成講習会についてはカメラ付きの端末が必要)
特徴(留意点)	<ul style="list-style-type: none"> 好きな時間、場所で受講ができる(受講期間中は24時間いつでも受講できます) 分割しての受講も可能です(1日1時間×6なども可能) 利用環境により通信費が発生する 受講料が集合型に比べて高い 使用する端末を用意する必要あり

密封包装食品製造業の対象食品が変わりました
～対象除外食品が追加されました～

「密封包装食品製造業」を営もうとする者は、食品衛生法第55条第1項の規定に基づき、営業許可を受けなければならないこととされています。

密封包装食品製造業とは、その保存に冷凍又は冷蔵を要しない密封包装食品を製造する営業をいうと規定されていますが、「冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかであって厚生労働省令で定める食品」については、密封包装食品製造業の対象から除かれています（製造に営業許可は不要ですが、営業届出が必要となります。）。

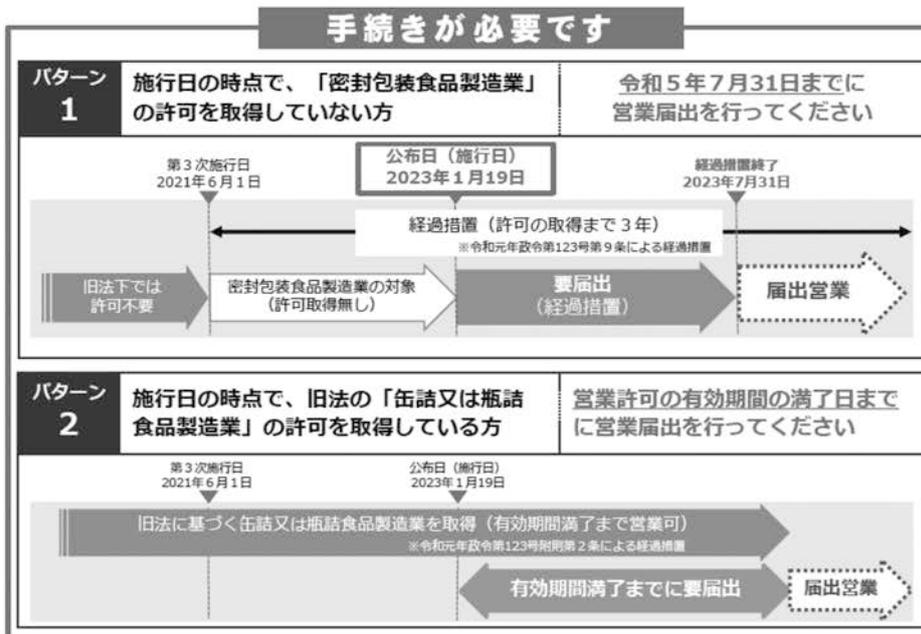
令和5年1月19日に食品衛生法施行規則（省令）が改正され、対象除外食品が追加されました。

営業届出の対象となる食品（省令第66条の10に定める食品）

玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、茶の代用品（乾燥品に限る。）、乾燥きのこ類、乾燥雑穀類、乾燥種実類、乾燥豆類、はちみつ、干しいも、落花生（生鮮のもの及びゆでたものを除く。）、乾燥海藻類、節類※、削節類※、液糖、加工ごま類、乾燥くずきり、乾燥スープ類、乾燥スパイス類、乾燥タピオカ、乾燥ハーブ類、乾燥パン粉、塩、ゼラチン、調理ルウ類、焼ふ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品、食酢

- 下線部分が新たに追加された食品です
- ※印をつけた食品の製造は水産製品製造業や食品の小分け業の許可が必要な場合があります。

新たに省令に追加された食品を密封包装する場合は、管轄保健センターへ営業届出が必要です。なお、既に密封包装食品製造業の許可を取得している方は、手続きは不要です。詳細は各区の保健センターまでご相談ください。

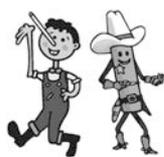


今後も、対象除外食品の追加の検討が予定されています。追加の手続きについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/01_00005.html





令和4年度 厚生労働大臣表彰 優良施設

三ツ矢製菓株式会社
(中川区)

『安全でおいしい
お菓子を
つくるために』



この度、「令和4年度食品衛生優良施設」として「厚生労働大臣表彰」を賜り、役員並びに社員一同、大変名誉なことと感謝しております。

弊社は創業より百年を超え、工場の老朽化を鑑み、新工場を増設し生産体制を整えている最中での受賞のご連絡でした。

工場の状態や生産品目、製造人員に合わせた衛生管理手法の基本としてISO22000を採用してまいりましたが、時代に即した更なる衛生管理を目指しFS

SC22000の認証取得に至りました。

衛生管理に対する積極的な取り組みとその取り組みを更新し続けたことが、今回の評価となり受賞に繋がったと受け止めております。

今後もこの表彰に恥じないよう、おいしいお菓子をつくり続けるために、基本の衛生管理を更新し続けて参ります。

有限会社山田餅新瑞店
(瑞穂区)

『誰にでも入りやすい
お店づくり』



この度は、「厚生労働大臣表彰」を頂き大変に名誉と思っております。

瑞穂保健センター、並びに食品衛生協会の皆様方に心より感謝申し上げます。

平成30年に弊社は、「誰にでも入りやすいお店」を目指し、お店を改装いたしました。

和モダンな作りで、商品も生クリームなどを使用したお菓子など若い方から、男性お一人でも気軽に入っていたただけるお店です。とはいえ、本来の和菓子へのこだわり、味への追求も日々積み重ねております。

現在、HACCPによる衛生管理を推し進めており、今回の受賞を機により一層お客様に喜んで頂けるお店を目指し努力してまいります。

厚生労働省認可共済

さらに補償が拡大!!

あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。

オールインワンで安心補償!

- | | | | | | | | | |
|----------------|---|--------------------|---|----------------------|---|-------------------|---|-----------------|
| 生産物賠償リスク | + | 施設リスク | + | 漏水リスク | + | 受託物リスク | + | 携帯品リスク |
| ●食中毒
●異物混入等 | | ●従業員の過失
●施設の欠陥等 | | ●店舗内の漏水で
階下の施設を汚損 | | ●お預かり品にか
かわる損害 | | ●店舗内で食事
中に盗難 |

納得の掛金でワンランク上の総合食品賠償共済誕生!
「スーパーあんしんフード君」

「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!!
「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

●弁護士無料電話相談サービス
お客さまトラブル等についてのより良い解決案と、対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1
TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

はり、きゅう、あん摩・ マッサージ・指圧の場合

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧の施術を受ける場合、一定の要件を満たすときには健康保険を使うことができます。

○ 健康保険が使える場合

はり、きゅう	あん摩・マッサージ・指圧
<p>◆下記の傷病による施術である 神経痛 リウマチ 頸腕症候群 五十肩 腰痛症 頸椎捻挫後遺症 ※神経痛、リウマチなど同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。</p> <p>◆医師の同意がある 医師による適当な治療手段がない場合に、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要となります。</p>	<p>◆対象の症状があること 筋麻痺 関節拘縮 など 上記により制限されている可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする場合</p> <p>◆医師の同意がある 治療上、あん摩・マッサージの施術が必要だと医師が同意している場合に限ります。</p>

× 健康保険が使えない場合

- ◆日常生活からくる疲労や肩こり、腰痛、体調不良や筋肉疲労、筋肉痛などの解消
- ◆慰安目的のあん摩（指圧及びマッサージを含む）代わりの利用。など

！ 注意 往療料が認められる場合があります。

自己都合での往療は認められませんが、脳梗塞などによる麻痺などで真に安静を必要とするやむを得ない理由がある場合のみ、往療が認められます。その際は「往療が必要である旨の医師の同意」が必要となります。

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧にかかるときの注意事項

- 1 はり・きゅうについては同じ傷病で医療機関にて治療している場合は健康保険は使用できません。
※医師が薬や湿布を処方している間も健康保険は使用できません。
- 2 初回申請時には、医師の同意書を提出してください。
3ヶ月ごとに医師の同意が必要となります。
医師の同意のない施術は健康保険が使用できません。
- 3 療養費支給申請書は必ずご自身で書名してください。
※施術を受けた方が治療費を「食品国保」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。
- 4 領収証をもらいましょう。
※金額に間違いがないか確認しましょう。領収証については、医療費控除に含める事も出来ますので、大切に保管してください。

柔道整復師 (整骨院・接骨院)の場合

整骨院や接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門職による施術をする施設で、医療機関ではありません。そのため健康保険を使える範囲は限定されていきます。

○ 健康保険が使える場合

- ◆外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼
※骨折・脱臼については応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。

× 健康保険が使えない場合

- ◆日常生活における疲労・肩こり・腰痛・体調不良
- ◆病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節痛・ヘルニア等)からくる痛みやこり
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病
- ◆スポーツによる筋肉疲労
- ◆あん摩・マッサージ代わりの利用
- ◆仕事や通勤途上での負傷
(労災保険扱いとなるため健康保険は使えません)

整骨院・接骨院にかかるときの注意事項

- 1 受療の際は、負傷原因を正確に伝えてください。
※外傷性の負傷ではない場合は健康保険が使えません。
- 2 療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず自署してください。
※負傷原因・負傷名・日数・金額等を良く確認してください。
- 3 病院等の治療と重複はできません。
例)同一の負傷について同時期に整形外科の治療を受療した場合、原則として施術料は全額自己負担となります。
- 4 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。
※施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
- 5 領収証をもらいましょう。
※金額に間違いがないか確認しましょう。領収証については、医療費控除に含める事も出来ますので、大切に保管してください。
- 6 往療（自宅での施術）について
※自己都合での往療は認められません。真に安静を必要とする止むを得ない理由がある場合においてだけです。

食品国保より施術内容についてお尋ねすることがあります。

ご協力をお願い

適正な保険給付のため、確認が必要と判断される場合には、食品国保より電話または文書で、施術内容を照会させていただくことがあります。照会がありましたら、ご協力のほどお願いいたします。

確定申告で「医療費控除」を

受けましょう！

所得税の確定申告の期限は、三月十五日（水）です。令和四年の一月一日から十二月三十一日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額をこえるときは、その医療費の額を基に計算される金額（医療費控除の対象となる金額）について、所得控除を受けることができます。

⑥ 出産費用
● 医療費控除の対象となる金額は「実際に支払った医療費の合計額」から、「保険金などで補填される金額（*）」と「十万円」を差し引いた後の金額です。
（*）生命保険契約などで支給される入院費給付金や「食品国保」から支給される高額療養費・出産育児一時金など

なお、保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。「医療費の合計額」は、四年一月一日〜十二月三十一日の間に支払った医療費です。

● 医療費控除の対象になるものは
① 医師又は歯科医師による診療費又は治療費
② 治療や療養に必要な医薬品の購入の費用（ピタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費としない。）
③ 入院の部屋代、食事費用
④ 手術代金
⑤ 通院や入院のための交通費（バス・電車の乗車代。タクシー代はバス・電車などの公共交通機関が利用できない場合に限られます。）

「医療費の合計額」は、四年一月一日〜十二月三十一日の間に支払った医療費です。あなたの医療費のほか、あなたと一緒に暮らしている配偶者や子どもさんなど親族の医療費を合計します。
● 医療費控除を受けるための手続きは平成二十九年分から、「領

収書」の提出に替えて、「医療費控除に関する明細書」の提出のみで済み、簡素化されました。

なお、医療費の領収書は、確定申告期限の翌日から起算して五年を経過する日までの間、保存しておきましょう。

税務署が、「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、保存期間中に領収書の提示又は提出を求められる場合があります。「医療費控除の明細書」の

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所 _____ 氏名 _____

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(*)を添付する場合、右記の(1)～(4)を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(※健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額	円	円	円
----------------------	-----------------------------	-------------------------------	---	---	---

2 医療費(上記1以外)の明細
【医療を受けた方の氏名】、【病院・薬局などの支払先の名称】ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			②	③

医療費の合計 A (②+③) 円 B (④+⑤) 円

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円	A
保険金などで補填される金額	(赤字のときは0円)	B
差引金額 (A-B)		C
所得金額の合計額	(赤字のときは0円)	D
⑤ × 0.05		E
④と10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額 (C-E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

※ 申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれ金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかにも申告の控除額がある場合・・・その所得金額(特別控除額の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑥の金額を転記します。
※ 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

様式は、別掲のとおりです。
● セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)
平成二十九年から導入されたもので、特定一般用医薬品等(スイッチOTC薬)購入費を支払った場合、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときには、「通常の医療費控除」との選択により、特定一般用医薬品等購入費の合計額が一萬二千元を超える部分の

金額(八万八千円が限度です)を控除額とするセルフメディケーション税制の適用を受けることができます。スイッチOTC薬の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載されています。また、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。
* 識別マーク

食品国保の手続きは14日以内に

届出書類は甲組合員(事業主)を経由して提出してください。

こんな場合に手続きを	届出書類	必要な添付書類	説明
入るとき <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保や社会保険をやめたとき ・従業員を雇用したとき ・出生などで家族がふえたとき 	加入申込書 (事業主用は白色) (従業員用は藤色)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(個人番号、世帯主等省略のないもの) ・事業主の場合、事業所調査票と営業許可書(証)の写し、許可書(証)がない業種の場合は確定申告書の写し ・外国人の場合、国籍、在留資格、在留期間・個人番号など記載事項に省略のない住民票 ・前の保険の喪失証明書 ・法人事業所の場合、健保適用除外承認申請書 	<ol style="list-style-type: none"> ① 家族は全員加入が原則(社会保険に加入している者は除く) ② 従業員を雇用したら速やかに加入の手続きを ③ 家族追加のときは世帯全員の住民票(個人番号・続柄の記載のもの)を添付していただきます ④ 出生の場合、世帯主、個人番号など記載事項に省略のない住民票又は母子手帳の写しと個人番号通知書の写しを添付していただきます
やめるとき <ul style="list-style-type: none"> ・廃業したとき ・従業員が退職したとき ・市町村国保や社会保険に加入したとき ・死亡などで家族がへったとき 	資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・被保険者証を紛失の場合「紛失届」 ・社会保険証の写し(新しく加入した保険) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 市国保等へ加入の場合は申出に基づき証明書を発行します ② かかりつけの医療機関へ保険の変更を申出てください ③ 紛失届提出後、被保険者証を発見した場合は速やかにお返してください
住所などが変わるとき <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名が変わったとき ・世帯の合併、分離のとき ・組合員が変わるとき(死亡など) ・従業員の勤務先が変わったとき 	変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・住民票(必要に応じて) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 組合員死亡の場合は「資格喪失届」も提出してください ② 世帯合併のとき世帯全員の「住民票(世帯主・続柄等の省略のないもの)」を添付してください ③ 住所、氏名が変わったとき世帯全員の「住民票(世帯主・続柄等の省略のないもの)」を添付してください
保険証をなくしたとき <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証を紛失、破損したとき 	再交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失のとき「紛失届」 ・破損のとき(破損した被保険者証を添える) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 再交付後、前の被保険者証が出てきたときは速やかにお返してください

《名古屋市食品国民健康保険組合 ホームページのご案内》

ホームページURL : <https://meishoku-kokuho.or.jp>

※各種申請書につきましては、ホームページよりダウンロードできます。

子育て世帯に対する 保険料の負担軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、毎年十一月三十日時点で「未就学児」をお持ちの組合員に対して、未就学児一人につき、年間一万二千円保険料を軽減いたします。

なお、「未就学児」とは、6歳未満の子とも満6歳で小学校入学前の子ともをいいます。

今年度の場合、令和四年度の保険料軽減対象となる未就学児は、平成二十八年四月二日以降に生まれた子どもが該当します。

《対象世帯》

毎年十一月三十日時点において、「未就学児」がいる組合員の世帯

《軽減額》

未就学児一人につき、未就学児世帯支援補助費一万二千円を軽減します。

《軽減の時期》

◎対象世帯の組合員が納付することとなる令和五年三月分の保険料から、未就学

児の人数に応じて、一人当たり一万二千円を乗じて得た額を軽減します。

なお、未就学児が複数人いて、軽減額が三分分の保険料を超える場合は、超える軽減額分については、既に納付された保険料から還付します。

◎令和四年十二月一日以降令和五年三月末日までに、組合員世帯全員が資格を喪失した場合は、未就学児一人につき一万二千円を当該組合員が資格喪失した月以後に、既に納付された保険料から還付します。

交通事故でケガ 食品国保へ届出を

交通事故にあつてケガをした場合は、必ず食品国保へ届け出てください。交通事故ははじめ第三者の行為により被害にあつて治療を受けたとき、国民健康保険を使うことができます。しかし、この場合、食品国保は、加害者（第三者）が支払うべき医療費を一時的に立て替えているにすぎません。後日、食品国保は立替えた医療費を加害者に請求することになります。

このように第三者の行為が原因でケガをし、国民健康保険を使った場合、食品国保は加害者に対して治療費を請求することになります。そのため、必ず食品国保に交通事故などの届出をしてください。

様式第20号の1

年度	4		納付月	令和 5 年 3 月分	
あなたの 3 月分保険料は下記のとおりです。 3 月中に必ず納付してください。 令和 5 年 3 月 1 日 名古屋食品国民健康保険組合 理事長 佐藤 隆夫					
被保険者 記号・番号 (事業所名)	01 2024 事業所名 0006661				
組合員氏名	世帯主 012024000 様				
保険料	3月分納付額 → 30,300 円 未就学児世帯支援費12,000円軽減 (介護納付金 0円を含む。) (後期高齢者 支援金等 10,400円を含む。)				
※この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県国民健康保険審査会に審査請求することができます。					
★甲組合員(事業主)様は、乙組合員(従業員)及びその家族の保険料をとりまとめて、納付してください。					
令和 4 年度 保険料(1人1か月)					
甲組合員	14,800 円	介護納付金	2,800 円		
乙組合員	10,800 円	支援金等	2,600 円		
家族	5,700 円				

康保険を使った場合、食品国保は加害者に対して治療費を請求することになります。そのため、必ず食品国保に交通事故などの届出をしてください。

当食品国保の保険証を使って治療を受けた時は、示談の前に必ず連絡を。示談は急ぐ必要はありません。加害者と示談が成立すると、その内容が優先され、食品国保から加害者に医療費を請求できなくなり、あなたに請求することになる場合があります。示談の前に必ず食品国保へ届出をお願いします。

●まず落ち着いて

落ち着きが何より肝要です。シヨックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

●相手の確認

ナンバーを確認、運転免許証から相手の住所・氏名等の確認、自賠償・任意保険の加入の有無の確認をしてください。

●必ず警察へ連絡を

警察への連絡を忘れてはなりません。また、同時に当食品国保(電話0521-26117661)へ届け出ることも。

●示談は、食品国保へ届け出てから

《国民健康保険で治療が受けられないとき》

次の場合は、国民健康保険で治療を受けることができます。

- 加害者から既に治療を受け取っているとき
- 業務上のケガのとき
- 飲酒運転、無免許運転によるケガのとき

《届け出に必要なもの》

- ・交通事故証明書(後日でも可)
- ・保険証・印鑑

令和4年度の医療費の動向 一人当たり医療費 予算額を下回る

当組合の年間一人当たりの平均医療費（患者一部負担額を含みます。）は、平成17年度に一七万円を超え、同21年度に一八万円を、そして同23年度に一九万円を超えました。同23年度から同26年度までは医療費の伸びは横ばい状態でした。しかしながら、同27年度には、C型肝炎の治療薬ソバルデイ、ハーボニー（錠約六万、八万円の薬・その後減額された。）や肺がん治療薬オプジーボ（一回点滴分約七〇万円強・その後減額された。）の保険適用のほか、医療機器や医療技術の高度化により、平均医療費は二〇万円超えとなりました。平均医療費は、平成27年度から令和元年度まで二十万円台で推移していましたが、令和2年度になると新型コロナウイルス感染症拡大に伴い受診控えが起これり、その影響により一人当たり平均医療費は、二十万円を下回り、十九万八千九百五十円となりました。しかし、令和3年度は、受診控

予算額を下回る

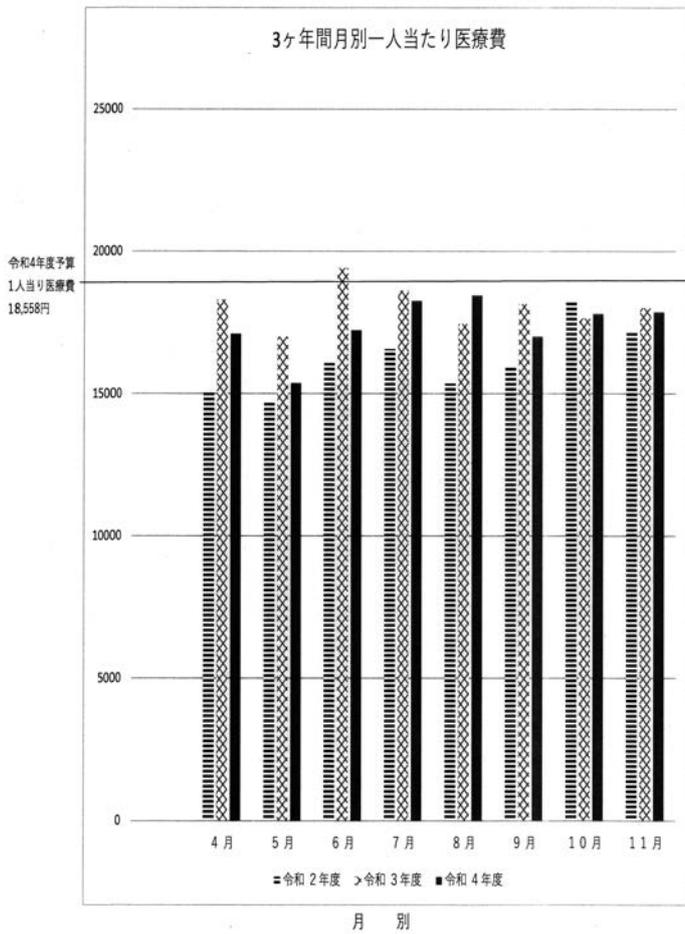
えも収まり、二十一万六千四百八十五円と最も高くなりました。

4年度の予算では、一人当たりの医療費を「二十二万二千七百円（一月当たり一万八千五百五十八円）と推計しました。

そこで、本年度の四月から十一月までの八ヶ月間の月別一人当たり医療費の動

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
令和2年度	15,067	14,719	16,069	16,564	15,358	15,965	18,261	17,225
令和3年度	18,299	17,001	19,408	18,615	17,456	18,154	17,653	18,015
令和4年度	17,110	15,374	17,238	18,270	18,460	17,015	17,817	17,878

3ヶ年間月別一人当たり医療費



向を見てみましょう。別表「3カ年間月別一人当たり医療費」をご覧ください。

全ての月で、「予算一人当たり医療費一万八千五百五十八円」を下回っています。政府は、新型コロナウイルス感染症法上の分類を五月八日に「5類」に引き上げることといたしました。感染力が強い新型コロナウイルスがなくなっているとはいえないので、これに感染しないように十分に注意しましょう。

不要不急の外出を避け、三密にならないよう注意しましょう。また、「うがいとこまめな手洗いの実行。マスクの着用。疲れを翌日に残さない。」を心がけましょう。

当組合では、医療費の削減・適正化のために、レセプト点検、医療費の毎月通知を行っているほか、シエネリック医薬品の利用促進のための差額通知を行っています。

医療法人 九愛会

中京サテライトクリニック

人間ドック・生活習慣病予防健診

【愛知】愛知県豊明市沓掛町石畑 180-1
-ご予約・お問合せ番号：0562-93-8222

【三重】三重県鈴鹿市庄野町字久保 866
-ご予約・お問合せ番号：059-373-4875

～ホームページ～
<http://www.c-stc.or.jp>

QRコードからも
アクセスできます

- 健康診断・人間ドック
- 生活習慣病(成人病)予防健診
- 特定健診
- 特定保健指導(支援)
- 企業健診(巡回バス健診)

※健診につきましては、実施日時をご確認の上、直接ご予約ください。